

指名停止措置の概要

指名停止を受けた業者

(1)【商 号】株式会社 星山建設工業

【所在地】熊本市北区弓削 1 - 1 6 - 3 4

【県指名停止措置期間】令和元年 7 月 1 1 日～ 8 月 1 0 日 1 か月

【県指名停止措置理由】

株式会社星山建設工業の取締役が、玉名市所在の中学校の屋外トイレ修繕工事における事故に関して、労働基準監督署長に対し、虚偽の事実を記載した労働者死傷病報告書を提出し、虚偽の報告をしたことで、労働安全衛生法違反の罪で同取締役に対し罰金 2 0 万円の略式命令があり、令和元年 5 月 2 8 日、その刑が確定した。このことが「熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 1 号（不正又は不誠実な行為）に掲げる措置要件に該当するため。

【町指名停止期間】令和元年 1 0 月 1 5 日～ 1 1 月 1 5 日 1 か月

【町要領】

甲佐町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第 2 第 1 1 号（不正又は不誠実な行為）に掲げる措置要件に該当するため。